

はちおうじししょうがいしゃけいかく へいせい ねんど およびはちおうじししょうがい
八王子市障害者計画(平成27～29年度)及び八王子市障害

ふくしけいかく だい き さくていいんかいせつちようこう
福祉計画(第4期)策定委員会設置要綱

へいせい ねん がつ にちしこう
平成26年4月1日施行

(設置)

だいじょう はちおうじししょうがいしゃけいかく へいせい ねんど およびはちおうじししょうがいふくしけいかく
第1条 八王子市障害者計画(平成27～29年度)及び八王子市障害福祉計画
(第4期)(以下これらを「計画」という。)の策定に当たり、八王子市障害者計画及び
八王子市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

だいじょう いんかい つぎ かか じこう しよしよ
第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員会の委員)

だいじょう いんかい いん つぎ かくごう かか とうがいかくごう かか にんずう ほんい
第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に掲げる人数の範囲内
で市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 障害者の支援機関が推薦する者 6人以内
- (3) 障害の当事者 6人以内
- (4) 支援学校の代表者 1人以内
- (5) 地域団体(町会・自治会連合会)が推薦する者 1人以内
- (6) 産業・経済関係団体等が推薦する者 1人以内
- (7) 社会福祉関係団体等が推薦する者 2人以内
- (8) 八王子市保健所の職員 1人以内
- (9) 公募による市民 2人以内

(委員長及び副委員長)

だいじょう いんかい いんちようおよ ふくいんちよう お いん ごせん さいだ
第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、
その職務を代理する。

(会議)

だいじょう いんかい いんちよう しようしゅう いんちよう ぎちよう
第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところ
による。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は、公開するものとする。ただし、委員会が公開することが適当でない
と認めるときは、この限りでない。

(支援者の同席)

第6条 委員長は、委員が障害者である場合に、当該委員の障害特性により必要があると認めるときは、当該委員の介助、発言の補助その他必要な支援を行う支援者を会議に同席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(謝金)

第8条 委員及び第5条第4項の規定により会議に出席した者には会議1回当たり5,000円を、支援者には会議1回当たり2,000円を謝金として支払うものとする。

2 謝金は月締めとし、当該月分の謝金は翌月中に支払うものとする。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、設置の日から計画が策定された日までとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、委員会の設置期間の満了によりその効力を失う。